

各 所 属 長 殿

財 務 部 長  
( 担 当 財 務 課 )

### 指定専決の事務処理について（通知）

このことについては、昭和 53 年 12 月 26 日付け新財第 1118 号で通知したとおりであります。その事務処理にあたっては、遺漏のないよう下記事項に十分注意してください。

#### 記

1 指定専決とは

損害賠償の額の決定について（その額を定めるための和解及び調停を含む。）は、本来議会の議決が必要であるが、その額が 300 万円以下の場合、市長が専決処理できる。（別紙「市長の専決処分事項の指定について」参照）ただし、これにより専決処理した場合には、次の議会に報告しなければならないこととされている。

2 専決処分書の作成について

各所属で起案し財務課に合議のうえ決裁を得てください。

3 財務課報告について

上記により決裁を得、和解契約を締結した後、別紙様式により財務課長あて報告してください。

4 そ の 他

従来、修繕料で処理していた少額のものであっても議会の議決事項に該当する場合もあるので、事故が発生した段階で、事前に財務課及び関係各課と連絡をとるようにしてください。

5 指定専決の事務処理について（昭和 55 年 8 月 2 日新財第 704 号）は、廃止する。

(参 考)

### 「市長の専決処分事項の指定について」

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

#### 記

- 1 和解及び調停に関する事。 (ただし、併せて損害賠償の額を定める場合に限る。)
- 2 1 件 300 万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定める事。

(議員発案第 41 号 昭和 53 年 12 月 1 日可決)

(別紙様式)

新 第 号  
年 月 日

(あて先) 財務部財務課長

各 所 属 長

指定専決に係る和解及び損害賠償  
の額の決定について(報告)

このことについて、 年 月 日付けで、別紙のとおり専決処理したので報告いたします。

記

1 和解契約年月日

2 添付書類

- (1) 専決処分書(写).....別紙様式を参考
- (2) 議会報告書.....別紙様式のとおり
- (3) 事故報告書(写)

(別紙・議会報告書用)

指定専決に係る和解及び損害賠償の額の決定について]

事 件	相手方(住所・氏名)	損 害 賠 償 額	説 明
交通事故に係る和解	新潟市	円	事故発生年月日 年 月 日 場 所 新潟市 相手方被害物損 和解年月日 年 月 日
"	新潟市		事故発生年月日 年 月 日 場 所 新潟市 相手方被害物損 和解年月日 年 月 日
"	新潟市		事故発生年月日 年 月 日 場 所 新潟市 相手方被害物損 和解年月日 年 月 日

(参 考)

指定専決第 号

## 和解及び損害賠償の額の決定について専決処分書

次のとおり和解し、損害賠償の額を決定するものとする。

上記地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

年 月 日

新潟市長

### 和解及び損害賠償の額の決定について

#### 1 事 件

年 月 日新潟市

交差点で発生した交通事故

#### 2 当 事 者

(甲) 新潟市

代表者 新潟市長

(乙) 新潟市

#### 3 和解の条件及び損害賠償額について

(1) 甲及び乙の本事故にかかる総経費は 円(甲の車両修理費 円、乙の車両修理費 円、レッカー代 円、車両レンタル代 円)であったことを確認した。

(2) 上記金額について甲は、パーセント、乙はパーセントをそれぞれ負担するものとする。

(3) 甲及び乙は自己の車両を修理するものとする。

(4) 甲及び乙は上記金額の支払について相殺するものとし、甲は乙に対して 円を支払うものとする。

(5) 甲及び乙とも上記交通事故に対し人身事故のなかったことを確認した。

(6) その他上記交通事故に起因する損害は、それぞれ各自が負担するものとし、今後いかなる名目を問わず各自相手方に対し何らの請求をしない。

(参 考)

指定専決第 号

## 和解及び損害賠償の額の決定について専決処分書

次のとおり和解し損害賠償の額を決定するものとする。

上記地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

年 月 日

新潟市長

### 和解及び損害賠償の額の決定について

#### 1 事 件

年 月 日午前 時 分市内 市道交差点で発生した交通事故

#### 2 当 事 者

(甲) 新潟市

(乙) 新 潟 市

代表者 新潟市長

#### 3 和解の条件及び損害賠償額について

##### (1) 損 害 総 額

甲の損害額 円

乙の損害額 円

計 円

(2) 上記損害について、甲は乙の損害額の パーセントを、乙は甲の損害額のパーセントを、それぞれ負担する。

甲の負担額 円

乙の負担額 円

(3) 甲及び乙は上記金額の支払いについて相殺するものとし、乙は甲に 円を支払う。

(4) 甲及び乙は本事故に人身事故がなかったことを確認した。

(5) 甲及び乙は上記交通事故について、今後どんな事情が生じても、決して意義申立てず、告訴・告発などはしないものとする。